

美郷町の行財政改革が始まっています



地方分権時代が求める自治体となるための取り組みや取り組みの内容を定めたものです。

地方分権社会が進む中で、町が独自性を発揮し、住民が幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自主財源の確保や行政機能の徹底したスリム化に努め、住民本位の行政経営をめざす総合的な行財政改革が合併前の旧町村時代よりもさらに強く求められています。

町では、住民満足度が高く、成果を重視し、コストを意識した自治体として取り組むための指針となる「美郷町行政経営プラン」を策定するとともに、平成17年度から平成21年度までの5年間を実施期間として、限られた行政資源を十分に活用するための基本的な推進施策や体制を示した「行財政改革大綱」及びその具体的な目標数値を掲げた「集中改革プラン」を策定し、積極的な行財政改革に取り組んでいます。

目標管理制度の採用

（美郷町マネジメントシステム）

法律や条例の規定により義務付けられている地方事務の執行はもとより、町長の施政方針に基づき、役場の各課等や個々の職員が明確な目標を定め、各種施策を展開するにあたり常にその目標の達成度を把握し評価するとともに進捗管理を行う、本町独自の目標管理制度を採用し美郷町総合計画に基づいたまちづくりを確実に実現します。

行政経営の基盤を強化する取り組み

① 事務執行処理方法の改善（より速やかで、より正確な事務執行をめざし

ます）

効率化、平準化された事務執行の処理体制を確立することにより、住民に対して、より水準の高い行政サービスの実現をめざします。

② 行政評価の実施（各種施策の成果を検証します）

各種の施策を実施したことによって、地域住民の“満足”がどの程度得られたのか、その達成度を把握することが次へのまちづくりを進めていくうえで不可欠であることから行政評価を行います。

③ 外部団体との関係の見直し（各種団体等への補助制度、サービス利用者への適正負担を確保します）

行政経営という観点から、各種団体への補助制度、サービス利用者に対する負担のあり方、第三セクターのあり方など、行政のみならず関係する外部団体も町と同様の取り組みを行う必要があります。具体的には、受益者負担の基準や補助金制度を抜本的に見直

し、第三セクターに関しては経営指針の策定を行います。

④ 人材育成と能力開発（職員の資質及び能力の向上をめざします）

行政サービスに対する住民の満足度を高めるために、職員が意欲的に働くことができる職場環境が重要となります。また、質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識や能力の向上を重視するとともに、適材適所、人材育成、組織・制度の見直しなどの課題に取り組みます。

⑤ 財政基盤の強化と効率的な財政運営（限られた財源を確保し、どう活かすのかを見直します）

地方分権や三位一体改革に伴う財政構造の変化の中で、行政需要の増大や多様化によって効率的で効果的な財政運営が求められています。行政経営体という視点から、職員の行政コストに対する意識付けや資産（町有財産）の有効活用も念頭に入れながら、財政運営を行います。

